

# 大泉町外二町環境衛生施設組合議会会議録

令和4年第1回定例会

( 3 月 2 4 日 )

## 目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
出席した議会書記	2
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 諸報告	3
日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更）	3
日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議）	4
日程第6 議案第3号 令和3年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について	5
日程第7 議案第4号 令和4年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算について	7
管理者挨拶	11
閉 会	12

令和4年第1回大泉町外二町  
環境衛生施設組合議会定例会会議録

---

---

令和4年3月24日（木曜日）

---

**議事日程**

令和4年3月24日（木曜日）午後3時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸報告
  - 第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更）
  - 第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議）
  - 第6 議案第3号 令和3年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について
  - 第7 議案第4号 令和4年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算について
- 

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

### 出席議員（10人）

1番	柿沼英己君	2番	川田隆志君
3番	澁木茂君	4番	佐藤久芳君
5番	宮永万里子君	6番	黒田重利君
7番	大野貞夫君	8番	松村潤君
9番	橋本博之君	10番	田邊信雄君

### 欠席議員（0人）

---

### 説明のため出席した者

管理者	村山俊明君	副管理者	金子正一君
副管理者	高橋純一君	副管理者	飯田健君
会計管理者	堀本俊行君	所長	小倉志信君
係長	川上和良君		

---

### 出席した議会書記

書記長	中繁尚之	書記	佐藤直樹
-----	------	----	------

## ○開会・開議

午後3時8分開会・開議

◇議長（田邊信雄君） ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第1回大泉町外二町環境衛生施設組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ご通知いたしましたとおりです。

ただいまから日程に従い、順次議事を進めてまいります。

---

## ○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（田邊信雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議席6番黒田重利議員、議席7番大野貞夫議員、以上の両議員を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

---

## ○日程第2 会期の決定

◇議長（田邊信雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議案等を勘案し、本日1日といたすことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（田邊信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

## ○日程第3 諸報告

◇議長（田邊信雄君） 日程第3、諸報告を行います。

議会側の報告を議長からいたします。

出納検査結果について、お手元に配付のとおり、令和3年度11月分、12月分、1月分の検査結果が監査委員からなされておりますので、ご報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

---

## ○日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更）

◇議長（田邊信雄君） 日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更）を議題といたします。

提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇**管理者（村山俊明君）** 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更）、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の追加等を行うため、共同設置する団体間におきまして協議を行うものですが、議決書謄本の提出が本年3月23日までとなっておりますので、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分により行わせていただきました次第でございます。

議案書及びお手元に配付してございます参考資料を併せてご覧いただきたいと存じます。

内容でございますが、令和4年4月1日から共同設置団体に館林市を追加するとともに、邑楽館林医療事務組合の名称変更に伴う改正等を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◇**議長（田邊信雄君）** これより、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（田邊信雄君）** 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（田邊信雄君）** 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第1号を提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇**議長（田邊信雄君）** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◇

## ○日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議）

◇**議長（田邊信雄君）** 日程第5、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議）を議題といたします。

提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇**管理者（村山俊明君）** 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村総合事

務組合の規約変更に関する協議)、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体が事務の共同処理を終了すること等に伴い、本組合の規約の変更協議を行うものですが、議決書謄本の提出が本年3月22日までとなっておりますので、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分により行わせていただいた次第でございます。

議案書及びお手元に配付してございます参考資料を併せてご覧いただきたいと存じます。

規約変更の内容でございますが、令和4年4月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合が常勤職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了するため、負担金の精算に関する規定の整備等を行うとともに、邑楽館林医療事務組合の名称変更に伴う改正を行うものでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◇議長(田邊信雄君) これより、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(田邊信雄君) 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(田邊信雄君) 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第2号を提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長(田邊信雄君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◇

## ○日程第6 議案第3号 令和3年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)について

◇議長(田邊信雄君) 日程第6、議案第3号 令和3年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者(村山俊明君) 議案第3号 令和3年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,251万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,051万5,000円といたしました次第でございます。

す。

主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、使用料及び手数料、繰越金、諸収入を追加し、国庫支出金、財産収入を更正減するものでございます。

歳出につきましては、衛生費及び清掃費を更正減し、総務費を追加するものでございます。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（田邊信雄君） 小倉所長。

〔所長 小倉志信君発言〕

◇所長（小倉志信君） 命によりまして、議案第3号の詳細説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、併せて附属書類をご覧いただきたいと存じます。

附属書類の1、2ページをお開きください。

歳入でございますが、第2款第1項1目衛生使用料につきましては、実績により斎場の施設等使用料を追加するものでございます。

第3款第1項1目衛生費国庫補助金につきましては、放射性物質の測定に係る補助金でございますが、事業費確定により更正減するものでございます。

第4款第1項1目利子及び配当金につきましては、基金預金利子額の確定により、更正減するものでございます。

第6款第1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金を追加するものでございます。

3ページ、4ページをお開きください。

第7款第2項1目雑入につきましては、資源物売却代等の実績による追加でございます。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

次に歳出でございますが、第2款第1項1目一般管理費につきましては、人事異動等により人件費を、事業費の確定等により委託料を更正減し、3目基金積立金につきましては、環境衛生施設整備事業基金積立金を追加するものでございます。

第3款第1項1目斎場費につきましては、実績により需用費の燃料費、光熱水費を、事業費の確定により工事請負費を更正減するものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

第4款第1項1目ごみ処理費及び2目の最終処分場施設費につきましては、実績により需用費の消耗品費、燃料費、光熱水費を、事業費確定により委託料、工事請負費を更正減するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（田邊信雄君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（田邊信雄君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。  
直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（田邊信雄君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（田邊信雄君） 討論を終結いたします。  
採決を行います。  
議案第3号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（田邊信雄君） 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ○日程第7 議案第4号 令和4年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算について

◇議長（田邊信雄君） 日程第7、議案第4号 令和4年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第4号 令和4年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度の予算につきましては、編成に当たって基本的事項を申し上げ、議会の皆様のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

基本的事項といたしましては、清掃センターにつきましては、令和3年4月から粗大ごみを受け入れる中継施設となりましたが、引き続き住民サービスの維持に努めてまいります。

斎場、最終処分場につきましても、計画的な保守点検や整備等を行い、機能の維持管理に努めてまいります。

主な内容といたしまして、清掃費につきましては、令和3年度に焼却処理を終了し、ごみ処理費としては減額となり、清掃センターでは粗大ごみの受入れや搬出に係る経費を計上しています。

最終処分場施設では、環境に配慮し、公害防止に努めながら施設、設備の維持、補修を行い、安定

的な運転管理を継続してまいります。

斎場施設では、火葬炉の定期補修やその他設備の整備を行い、業務を滞りなく行うために、安定的な施設運営に努めてまいります。

以上のことを基本として、令和4年度の予算編成をいたしました。その結果、歳入歳出予算の総額は前年度より7,150万円減の2億9,650万円といたしたい次第でございます。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（田邊信雄君） 小倉所長。

〔所長 小倉志信君発言〕

◇所長（小倉志信君） 命によりまして、令和4年度一般会計予算の詳細につきましてご説明を申し上げます。お手元に配付してございます予算書によりご説明申し上げます。

まず、1ページ及び2、3ページにつきましては、記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

斎場及び最終処分場の樹木等管理委託料を長期契約による経費節減を図るため、債務負担行為とするものでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開きください。

組合を構成する3町からの負担金の明細を表したものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明いたします。

まず、1の総括につきましては、歳入歳出それぞれ款ごとに本年度予算額及び前年度予算額とその比較を表したものでございます。

次に、9、10ページをお願いいたします。

2、歳入について申し上げます。

第1款第1項負担金につきましては、焼却処理施設の稼働停止によるごみ処理費の減によりまして、対前年度比5,799万9,000円減の2億8,552万円といたしました。

第2款第1項1目衛生使用料につきましては、斎場等の施設使用料として279万円を計上いたしました。

第2項1目総務手数料につきましては、存目計上でございます。

続きまして、11、12ページをお願いいたします。

第3款第1項1目衛生費国庫補助金につきましては、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございまして、63万3,000円を計上いたしました。

第4款第1項1目利子及び配当金につきましては、基金預金利子でございます。

第2項1目物品売払収入につきましては、焼却灰などの運搬に使用しておりましたダンプ等3台を

売却することによる売払収入を計上いたしました。

第5款第1項1目環境衛生施設整備事業基金繰入金につきましては、存目計上でございます。

続きまして、13、14ページをお願いいたします。

第6款第1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

第7款第1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金預金利子でございます。

第2項1目雑入につきましては、資源物売却代等の減により減額といたしました。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

15、16ページをお願いいたします。

第1款第1項1目議会費につきましては、前年度と同額の73万円を計上いたしました。

次に、17、18ページをお願いいたします。

第2款第1項1目一般管理費につきましては、主に組合管理運営費でございますが、人件費の減により対前年度比258万8,000円減の4,179万5,000円を計上いたしました。

続きまして、19、20ページをお願いいたします。

2目公平委員会費につきましては、共同設置に係る負担金を計上しております。

3目基金積立金につきましては、環境衛生施設整備事業基金積立金の預金利子分の計上でございます。

第2項1目監査委員費につきましては、記載のとおりでございます。

次に、21、22ページをお願いいたします。

第3款第1項1目斎場費につきましては、斎場施設運営のための経常経費及び施設設備の補修工事等でございますが、火葬炉設備補修工事におけるバーナー等の設備の交換や委託料等の増によりまして、対前年度比133万4,000円増の5,393万6,000円を計上いたしました。

続きまして、23、24ページをお願いいたします。

第4款第1項1目ごみ処理費につきましては、焼却処理施設の稼働停止による減額や粗大ごみの受入れ及び搬出に係る経費を計上し、対前年度比6,129万7,000円減の6,370万円を計上いたしました。

主な内容でございますが、10節需用費につきましては、焼却処理施設の稼働停止による消耗品費や燃料費、光熱水費等の減によりまして、対前年度比2,127万2,000円減の129万1,000円を計上いたしました。

12節委託料につきましては、焼却処理施設の稼働停止に伴う運転・保守委託料の減や粗大ごみの受入れ、搬出に係る委託料等を計上し、前年度比3,991万7,000円減の5,539万8,000円を計上いたしました。

14節工事請負費につきましては、施設改修工事費として経年劣化による計量機のトラックスケール改修工事として、677万6,000円を計上いたしました。

25、26ページをお願いいたします。

2目最終処分場施設費につきましては、水処理業務や施設の補修工事が主なもので、対前年度比893万5,000円減の1億3,419万5,000円を計上いたしました。

主な内容でございますが、10節需用費につきましては、水処理に係る薬品代、光熱水費や燃料費など2,434万2,000円を計上いたしました。

12節委託料につきましては、水処理施設の運転保守管理委託料など4,884万3,000円を計上いたしました。

14節工事請負費につきましては、水処理のための定期の脱塩装置透析槽膜等交換工事のほか、各種設備の更新整備工事を計上し、埋立地内の覆土工事等の減によりまして、対前年度比859万4,000円減の5,731万1,000円を計上いたしました。

次に、27、28ページをお願いいたします。

第5款諸支出金及び第6款予備費につきましては、記載のとおりでございます。

次の29ページから34ページまでの給与費明細書につきましては、記載のとおりでございます。

次の35ページ、36ページでございますが、債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書で、記載のとおりでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（田邊信雄君） これより審議に入ります。

本案の審議は、歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（田邊信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（田邊信雄君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（田邊信雄君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第4号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（田邊信雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○管理者挨拶

◇議長（田邊信雄君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 本日は、ご提案いたしました議案に対しまして、原案どおりご承認、ご決定賜り、ありがとうございます。

さて、昨年4月に太田市外三町の「クリーンプラザ」が本格稼働し、ごみの処理体制が変更になってから約1年が経過いたします。その間、当組合の清掃センターといたしましても、粗大ごみの受入れを行うことで住民サービスの維持に努めてまいりました。

斎場、最終処分場施設につきましても、適正な維持管理により安定的な運営を行っており、今後とも構成三町と連携を密にしながら、環境保全に貢献してまいりたいと思います。

さて、センター議会の会議の関係は終わりましたけれども、ここで少し、ウクライナの関係についてお話をしたいと思います。また、大泉町議会の皆さんにおかれましては、議会最終日に申し上げたとおり、若干重複してしましますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

さて、大泉町は、全国で一番最初にウクライナの避難民の受入れを表明いたしました。現在のところ、医師また歯科医師、弁護士、それから地域の近くの大学の学長等、多くの方々の支援、また、支援の申出があるところでございます。先ほど、正副管理者会議の中におきまして、各邑楽郡の議会また町の支援の体制がばらばらだというのは、皆さんもご存じだというふうに思っております。

そこで、大泉町がこれを受け入れた理由につきましては、昭和20年2月に旧大泉製作所、中島飛行機でありますけれども、零戦闘機を造っていた町の工場に空爆を受けたと。また、同年4月には、未明に大泉町の町内で、最大の防空壕、これは民間の人が避難していたところなのですが、そこに爆弾が落ちて、百数十人という方が亡くなっております。そんなことを受けまして、平成29年には平和都市宣言を出し、同年には人権擁護条例を制定している町であります。受入れに関しては、1990年の入管法改正以降、32年間大泉町は外国籍の方々を受け入れてきた。そういった経験がありますので、非常に受け入れやすいということもございましたので、表明をいたした次第であります。

先ほどのお話に戻りますと、大泉町が受入れを表明して、千代田町、邑楽町はどうなんだ、議会はどうなんだというお話も出ると思います。その中で、三町で餅は餅屋、大泉町は受け入れているわけですけれども、避難された方々には、当然フードバンクや町の企業なども食料品の提供というのは、もうお約束をいただいているわけですが、千代田町や邑楽町の、例えば農家の方が多いから、そういうような食品の提供ですとか、おうら祭り、または千代田町の川せがき等、避難された方々を呼んでいただいて、要は母国から離れて、非常に大変な思いをしてこられるわけですので、そ

ういった面や、また若い人たちの交流や、お互い三町で一つの協力をしていこうということで、邑楽町や千代田町の皆さんが、明確にこういうふうやっていくというのはないですけども、今、首長同士の中でできる限り協力しながら、この西邑楽三町というのは、本当に温かい人が多かった。また本当に受入れに対しても、嫌な戦争から避難してきたけれども、いい思い出がこの西邑楽三町にいたときにできたというような気持ちで受け入れたいと思っております。ぜひとも、本日も出席の組合議会の皆様方にもご理解とご協力いただきまして、明確には三町の協定ではないですけども、もちろん紳士協定や何かで、おのおのの役割等、しっかりと住民の方々にもそういった三町で協力しながら受け入れていくというのを、皆さんからもお話をいただければというふうに思っております。

大変、今日のご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。終わります。

---

◇

## ○閉 会

◇議長（田邊信雄君） これをもちまして、令和4年第1回大泉町外二町環境衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後3時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大泉町外二町環境衛生  
施設組合議会議長

田 邊 信 雄

大泉町外二町環境衛生  
施設組合議会議員

黒 田 重 利

大泉町外二町環境衛生  
施設組合議会議員

大 野 貞 夫